

介護予防・日常生活支援総合事業（総合事業）がはじまりました

介護予防・日常生活支援総合事業（総合事業）とは

2015年（平成27年）の介護保険法の改正により、介護予防・日常生活支援総合事業（総合事業）が創設され、明石市においても、2017年（平成29年）4月より総合事業への移行を開始しました。

総合事業では、比較的軽度である要支援の方が利用するサービスのうち訪問介護と通所介護について、国が定める全国一律のサービスから、市町村が地域の実情にあわせて独自の事業として実施することになるほか、NPOや民間企業、ボランティアなどの多様な主体による様々なサービスを充実し、65歳以上の方を対象にその方の状態や必要性に合わせたサービスを提供する事業です。

いつまでも住み慣れた地域で自分らしく暮らし続けるためには、ご自身でできることを活かしながら生活することが重要です。明石市では、総合事業を実施し、みなさんの介護予防や日常生活の自立を支援していきます。



総合事業で何が変わるの？

多様な主体による様々なサービスを展開

高齢者を含めた幅広い世代の市民やNPO、民間企業等の多様な主体がサービスを提供できます。従来のサービスに加えて、市独自の多様なサービスを創設していきます。

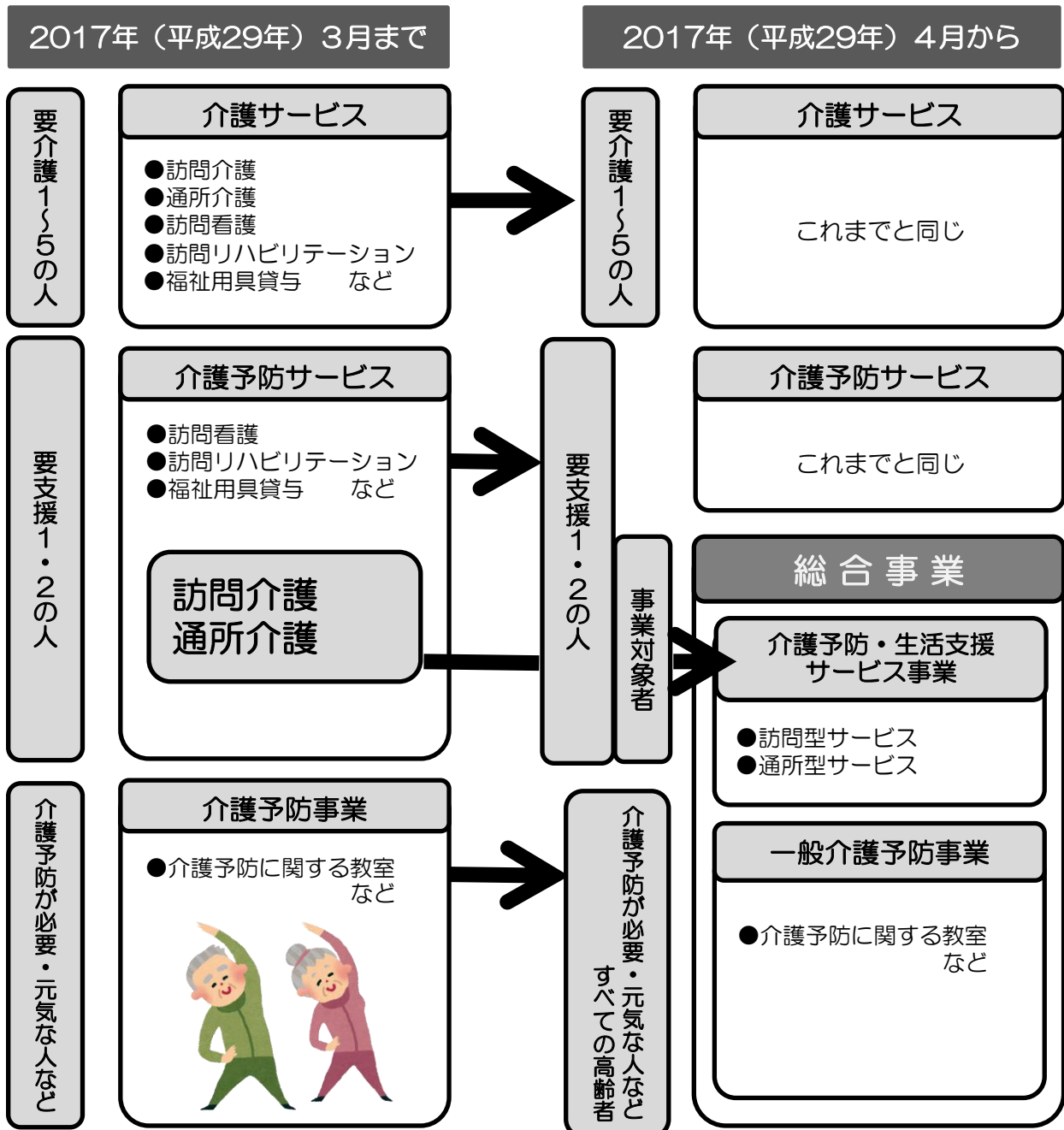
社会参加の視点を取り入れた介護予防の推進

「活動」や「参加」の視点を介護予防に取り入れることで、高齢者が役割を持ちながら、いきいきとした生活を継続することを目指します。

サービス利用の手続きの一部が簡素化

総合事業の介護予防・生活支援サービス事業のサービスのみを利用する場合は、要介護・要支援認定の手続きを省略し、基本チェックリストによる判定でサービスを利用することができます。

介護予防給付の「訪問介護」と「通所介護」とが、総合事業の「介護予防・生活支援サービス事業」に移行

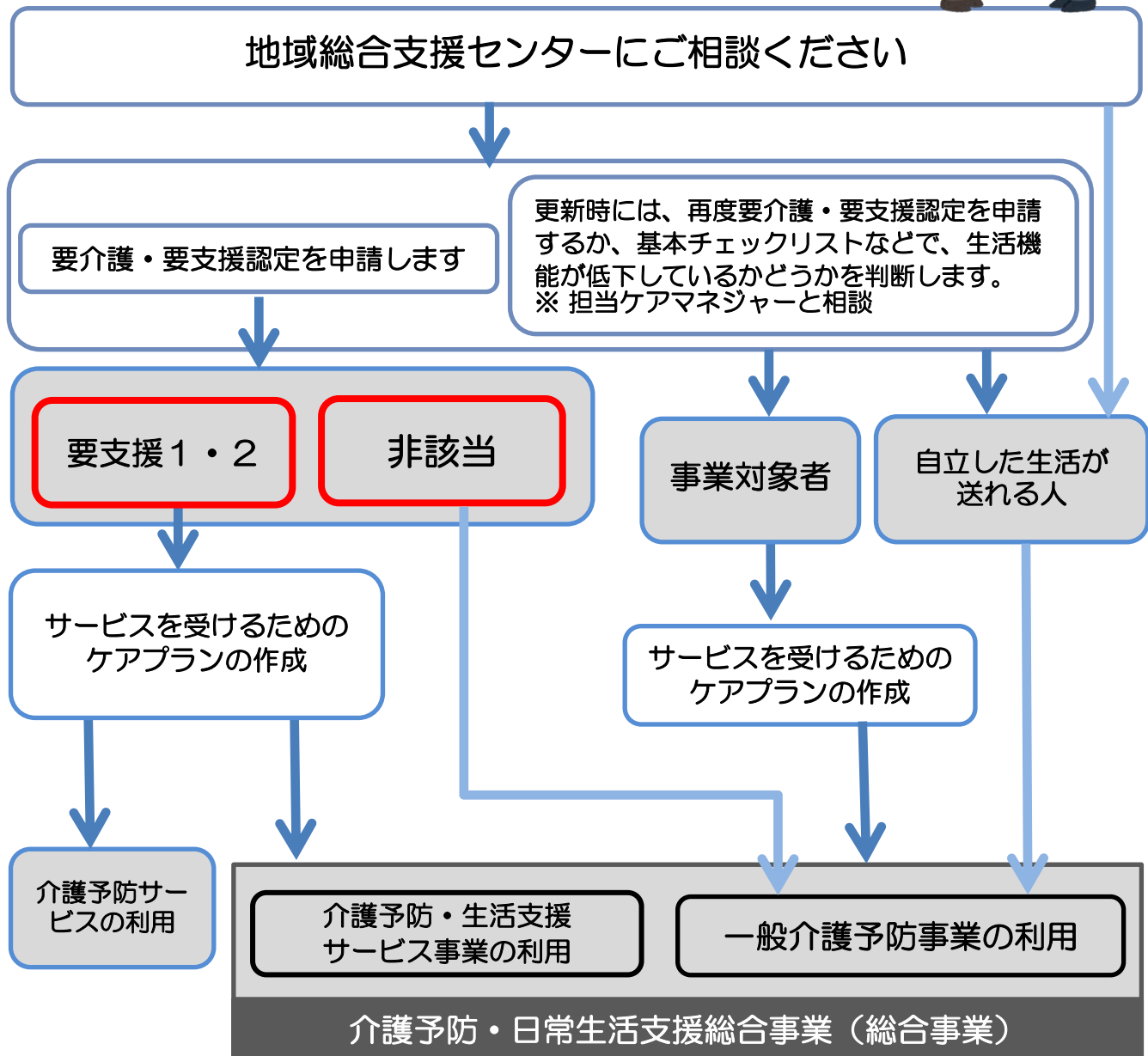


総合事業の利用の流れは？

ケアマネジャーがご本人の心身の状態やご希望を確認した上で、ご本人や家族と話し合い、ご本人の状態にあった適切なサービスを決めます。サービスの利用を開始してからは、必要に応じてサービスの利用計画（介護予防ケアプラン）の見直しを行います。



65歳以上の方で
サービスの利用を希望される場合は…




◆要支援1・2の認定を受けた人は、「介護予防サービス」と「介護予防・生活支援サービス事業」の利用が可能です。（どちらかみの利用も可）ただし、内容が重複するサービスはご利用いただくことはできません。

明石市の介護予防・生活支援サービス事業

- 【対象者】①要支援1・2の認定を受けた人
②基本チェックリストの結果、事業対象者となった人

訪問型サービス

	従来の予防サービス相当	新しいサービス
サービス種別	予防専門訪問型サービス (従来のホームヘルプサービス)	生活援助訪問型サービス (緩和した基準によるサービス)
サービス内容	<ul style="list-style-type: none"> ●身体介護 入浴介助、見守りの援助等 ●生活援助 掃除、洗濯、買い物、調理等 	<ul style="list-style-type: none"> ●生活援助 掃除、洗濯、買い物、調理等 
想定する対象者(例)	<ul style="list-style-type: none"> ●既にサービスを利用している人で継続利用が必要な人 ●身体介護が必要な人 ●退院直後の人 ●心臓や呼吸器の病気や認知症などで生活のしにくさがある人 	<ul style="list-style-type: none"> ●左記以外の人 ●身体介護までは必要としないが生活援助が必要な人
サービス提供者	ヘルパー等(有資格者)	一定の研修の修了者等



通所型サービス

	従来の予防サービス相当	新しいサービス
サービス種別	予防専門通所型サービス (従来のデイサービス)	再見！生活プログラム (短期集中予防サービス)
サービス内容	<ul style="list-style-type: none"> ●体力の維持・向上のための食事や入浴等の日常生活の支援、運動等のトレーニング、栄養の改善、お口の働きの改善 	<ul style="list-style-type: none"> ●生活不活発等による生活動作のしづらさを改善するための運動等のプログラム(リハビリテーション専門職の訪問による支援や評価、プログラムの作成を含む)
想定する対象者(例)	<ul style="list-style-type: none"> ●既利用者でサービスの継続が必要な人 ●食事、入浴等に状況確認や助言が必要な人 ●退院直後等で状態が変化しやすく、観察や状態に応じた支援が必要な人 ●心疾患や呼吸器疾患等により、日常生活に支障がある人 ●認知機能の低下が見込まれ日常生活に支障が生じる可能性がある人 	<ul style="list-style-type: none"> ●体力の改善に向けた支援が必要な人 ●ADL・IADLの改善や自立に向けた支援が必要な人 ●疾病等による健康管理の維持、改善が必要な人 ●改善の意思が明確な人 ●改善の見込みのある人
サービス提供者	デイサービス事業所	デイサービス事業所 リハビリテーション専門職

多様な主体による多様なサービスを展開

今後は、高齢者を含めた幅広い世代の市民やNPO等の様々な主体による多様なサービス提供が可能となるよう、訪問型サービスBや通所型サービスB(いずれも住民主体による支援)など、市独自のサービスを創設していきます。

一般介護予防事業

【対象者】65歳以上のすべての人



介護予防把握事業

【内 容】介護予防の普及啓発を通じて、介護予防の取組を必要とする高齢者を把握し、介護予防事業への参加につなげます。

介護予防普及啓発事業

【内 容】介護予防を実践するきっかけづくりとして、コミュニティ・センターなどで介護予防に役立つ知識を提供します。自主グループ活動につなげるきっかけづくりとして、介護予防に役立つ知識と運動実践などを提供します。

自主グループ活動支援事業

【内 容】自治会館などの身近な場所での体操などを通じた自主グループ活動の支援を行います。

【対 象】月1回以上介護予防などにかかる自主活動を行い、概ね5人以上で構成されるグループ

【支 援】市からグループに対し、リハビリテーション専門職や健康運動指導士などを派遣

シニア活動応援事業

【内 容】元気な高齢者が自主的に運営し、高齢者などの居場所や活動の拠点を提供する取組に対して、経費の一部を補助します。

【要 件】次のような活動を行う個人・団体

※営利目的・特定のサークル活動は不可

①市内に居住する高齢者または障害者などを参加対象

②誰でも参加でき、高齢者の健康や生きがいにつながる活動

③自治会館などで開催

④原則、週1回以上で1回あたり2時間以上実施

【上限額】①運営費：2,500円×開催回数と25万円のいずれか低い額／1年

②立ち上げ費用：25万円／1年（初年度のみ）

一般介護予防事業評価事業

【内 容】大学などと連携した介護予防事業の評価検証を行います。

地域リハビリテーション活動支援事業

【内 容】リハビリテーション専門職が、自主グループ活動を支援したり、地域ケア会議へ参画するなど、自立支援に役立つ取組を促す仕組みを構築します。

など